

令和5年度 公共用水域の水質測定結果について

水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視した結果を、同法第17条の規定に基づき公表する。

1 調査方法の概要

(1) 測定地点

環境基準の類型を指定している115水域（127環境基準点）。

表1 公共用水域の区分ごとの水域数及び環境基準点数

区分	水域数	環境基準点数	河川・湖沼数
河川	88 水域	93 地点	78 河川
湖沼	5 水域	12 地点	5 湖沼
海域	22 水域	22 地点	—
計	115 水域 [※]	127 地点 [※]	—

※上記のほか、今後の類型指定のために水質状況を把握する目的等で未指定の9水域（9地点）及び、環境基準点を補完するために比較的長い河川等に設置された補助地点57地点においても測定を実施。

(2) 測定機関

茨城県、国土交通省、水質汚濁防止法政令市（水戸市、つくば市）、水質汚濁防止法権限移譲市（古河市、笠間市、ひたちなか市、筑西市）

表2 水質測定機関ごとの測定地点数

測定機関	県	国	市	計
環境基準点	85 地点	26 地点	16 地点	127 地点
その他	37 地点	23 地点	6 地点	66 地点
計	122 地点	49 地点	22 地点	193 地点

(3) 測定項目 87 項目（健康項目 27 項目、生活環境項目 13 項目等）

表 3 公共用水域の水質測定項目

区分（項目数）	水質測定項目
健康項目（27）	
重金属等（11）	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
有機塩素系化合物等（12）	PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
農薬等（4）	1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ
生活環境項目（13）	水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リン、全亜鉛、ノンルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層溶存酸素（底層 DO）
特殊項目（5） （排水基準設定項目）	フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
要監視項目（32）	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン（MEP）、イソプロチオラン、オキシ銅（有機銅）、クロロタロニル（TPN）、プロピザミド、EPN、ジクロボス（DDVP）、フェノブカルブ（BPMC）、イプロベンホス（IBP）、クロロニトロフェン（CNP）、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、PFOS 及び PFOA
その他の項目（10） （富栄養化関連等項目）	アンモニア性窒素、有機性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、オルトリン酸性りん、TOC、塩化物イオン、陰イオン界面活性剤、クロロフィル a、トリハロメタン生成能

2 測定結果

(1) 環境基準の達成状況

環境基準には、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の 2 つがあり、生活環境項目には、水生生物の保全に係る水質環境基準（水生生物保全環境基準）3 項目が含まれる。

健康項目は、全公共用水域につき一律に適用される。

生活環境項目は、類型指定された水域ごとに適用されるため、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

① 健康項目（カドミウム等 27 項目）

河川 104 地点、湖沼 19 地点、海域 7 地点の計 130 地点で測定した結果、「ほう素」について、涸沼（1.2mg/L）で環境基準（1mg/L）を超過した。この原因は、涸沼が汽水域であり、同時に測定した塩化物イオンの濃度が高いことから、海水の影響と推測される。その他の地点・項目については環境基準を達成した。

表4 健康項目の環境基準達成状況

区分	測定地点数(A)	基準達成地点数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
河川	104 (104)	104 (104)	100.0 (100.0)
湖沼	19 (19)	18 (18)	94.7 (94.7)
海域	7 (7)	7 (7)	100.0 (100.0)
計	130 (130)	129 (129)	99.2 (99.2)

() 内は令和4年度

② 生活環境項目 (BOD、COD等12項目)

ア BOD (河川)、COD (湖沼及び海域)

環境基準類型指定水域 (115 水域) におけるBOD (河川)、COD (湖沼及び海域) については、71 水域で環境基準を達成し、達成率は 61.7%と、令和4年度より 3.5 ポイント低い。

- ・ 河川では 88 水域中 51 水域で達成し、達成率は 58.0%であり、令和4年度より 5.6 ポイント低い。
- ・ 湖沼では 5 水域全てで未達成。
- ・ 海域では 22 水域中 20 水域で達成し、達成率は 90.9%であった。

表5 生活環境項目 (BOD又はCOD) の環境基準達成状況

区分	類型指定水域数(A)	基準達成水域数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
河川	88 (88)	51 (56)	58.0 (63.6)
湖沼	5 (5)	0 (0)	0 (0)
海域	22 (22)	20 (19)	90.9 (86.4)
計	115 (115)	71 (75)	61.7 (65.2)

() 内は令和4年度

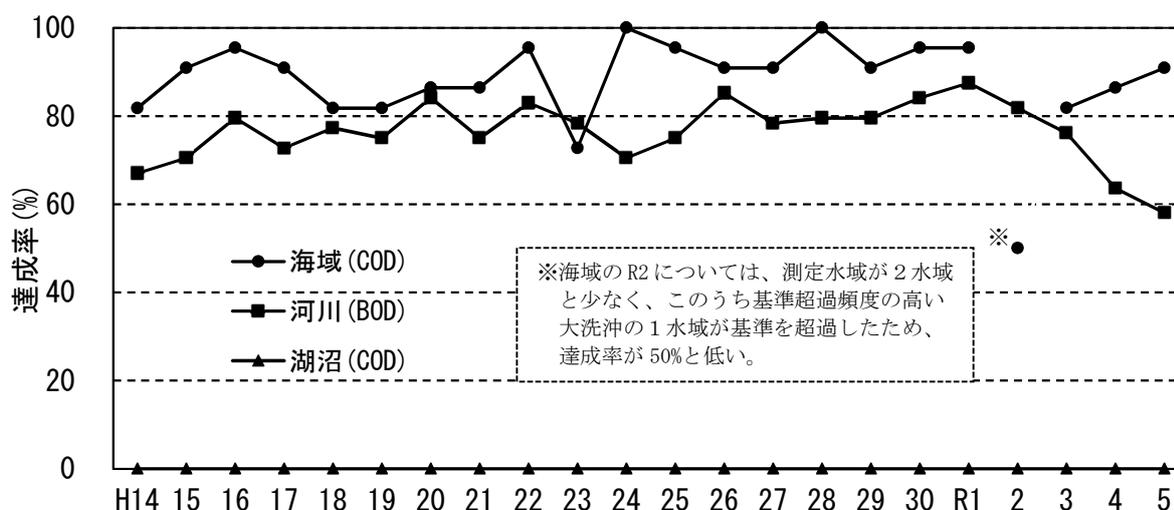


図1 河川、湖沼及び海域におけるBOD又はCODの環境基準達成率の推移

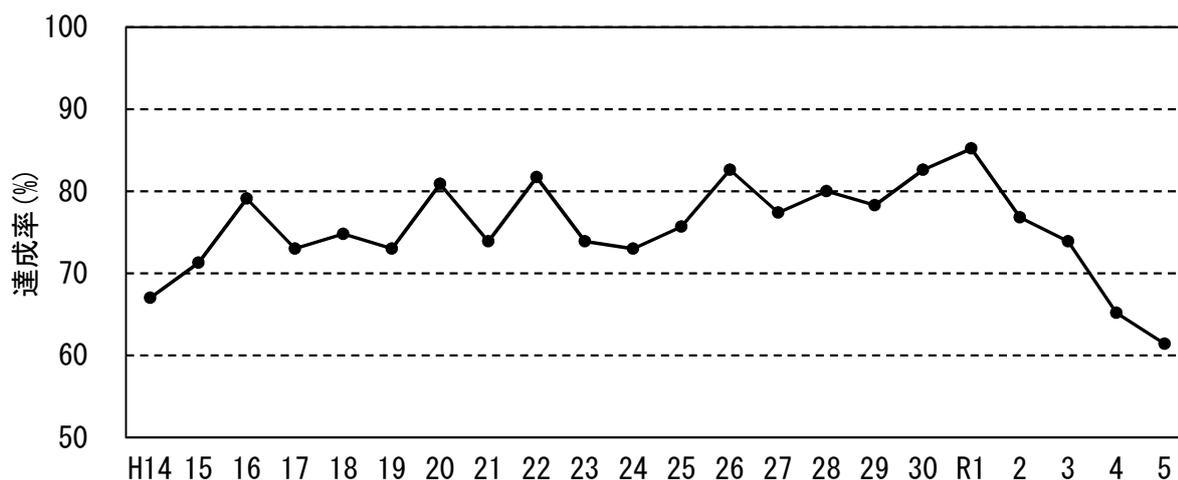


図2 全水域（河川（BOD）及び湖沼・海域（COD））の環境基準達成率の推移

イ 河川（BOD）の環境基準達成率

水系及び水域別の環境基準達成率は、多賀水系を除き、多くの水系で達成率が低下したことで、全体で令和4年度より低くなった。

表6 河川（BOD）の水系別環境基準達成状況

区分	類型指定水域数(A)	基準達成水域数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
多賀水系	14	9 (8)	64.3 (57.1)
新川水系	1	1 (1)	100.0 (100.0)
久慈川水系	9	8 (9)	88.9 (100.0)
那珂川水系	15	12 (14)	80.0 (93.3)
利根川水系	49	21 (24)	42.9 (49.0)
利根川水域	12	10 (11)	83.3 (91.7)
鬼怒川水域	3	3 (3)	100.0 (100.0)
小貝川水域	10	7 (9)	70.0 (90.0)
霞ヶ浦(西浦)水域	14	0 (1)	0 (7.1)
北浦水域	8	1 (0)	12.5 (0)
常陸利根川水域	2	0 (0)	0 (0)
計	88	51 (56)	58.0 (63.6)

() 内は令和4年度

ウ pH、D0、SS、n-ヘキサン抽出物質(海域)

これらの項目には、年間の評価基準がなく、日間平均値の基準値のみが定められている。

令和5年度の基準値超過又は基準未満の地点数及び延べ回数については、表7のとおりであり、令和4年度に比べ増減はあるものの同程度であった。

表7 pH、D0、SS、n-ヘキサン抽出物質の基準値超過等状況※

※pH、SS、n-ヘキサン抽出物質については基準値超過、D0は基準値未満の状況を示す。

項目	河川			湖沼			海域		
	pH	D0	SS	pH	D0	SS	pH	D0	n-ヘキサン抽出物質
測定地点数	93	93	93	12	12	12	22	22	22
超過等地点数	15	41	33	12	7	12	2	3	0
超過等延べ回数	27	88	74	44	16	115	2	6	0

エ 全窒素、全りん

全窒素及び全りんについて、類型が指定されている湖沼 5 水域(12 地点)において測定を行い、基準を達成した地点はなかった。

オ 大腸菌数

大腸菌数について、環境基準が定められた 80 水域中 36 地点が基準達成(達成率 45.0%)した。

表8 大腸菌数の環境基準達成状況

区分	類型指定水域数(A)	基準達成水域数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
河川	74(74)	30(37)	40.5(50.0)
湖沼	3(3)	3(3)	100(100)
海域	3(3)	3(3)	100(100)
計	80(80)	36(43)	45.0(53.8)

()内は令和4年度

カ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

水生生物保全環境基準が定められた項目は、全亜鉛、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の3項目であり、環境基準類型指定水域(85水域)で測定した。

- ・ 全亜鉛については、早戸川(0.073mg/L)で環境基準(0.03mg/L)を超過した。それ以外の84水域では環境基準を達成し、達成率は98.8%であった。
- ・ ノニルフェノールについては、令和4年度と同じく全ての水域で環境基準を達成した。
- ・ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)については、令和4年度と同じく全ての水域で環境基準を達成した。

表9 全亜鉛、ノニルフェノール、LASの環境基準達成状況

項目	類型指定水域数(A)	基準達成水域数(B)	基準達成率(%) (B)/(A)
全亜鉛	85(85)	84(84)	98.8(98.8)
ノニルフェノール	85(85)	85(85)	100.0(100.0)
LAS	85(85)	85(85)	100.0(100.0)

()内は令和4年度

(2) 水質の状況

① 河川

BODの年間平均値は、全水系の平均で 2.1 mg/L であり、令和 4 年度と比較して 0.1 ポイント低下した。

表 10 河川の水系別水質の推移 (BOD年間平均値)

単位：mg/L

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
多賀水系	1.0	0.9	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.9	1.0	1.3	1.3
新川水系	1.6	2.3	1.6	1.9	1.9	2.0	1.9	1.8	1.8	1.4	1.3
久慈川水系	1.1	0.9	1.2	0.9	0.9	0.8	0.9	1.0	1.1	1.5	1.6
那珂川水系	1.8	1.7	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.8	1.6	2.1	1.9
利根川水系	2.1	1.9	2.2	2.1	2.1	2.2	1.8	2.1	2.1	2.7	2.6
利根川水域	2.5	2.2	2.4	2.3	2.4	3.3	2.4	2.3	2.8	2.6	2.4
鬼怒川水域	1.3	1.1	1.3	1.2	1.3	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.0
小貝川水域	1.8	1.5	1.8	1.8	2.0	1.9	1.6	2.0	1.9	2.0	2.2
霞ヶ浦(西浦)水域	2.3	2.1	2.3	2.3	2.1	2.0	1.9	2.3	2.3	3.4	3.3
北浦水域	1.9	1.8	2.3	2.2	1.7	1.5	1.4	1.9	1.9	3.1	2.4
常陸利根川水域	2.7	2.4	3.1	2.8	3.0	2.0	2.3	2.5	3.3	3.6	3.6
全水系の平均	1.8	1.6	1.9	1.7	1.7	1.7	1.5	1.7	1.8	2.2	2.1

② 湖沼

CODの年平均値は、霞ヶ浦 7.8 mg/L、澗沼 6.4 mg/L、牛久沼 9.0 mg/L であり、年度間で増減が見られるものの、長期的には横ばいで推移している。

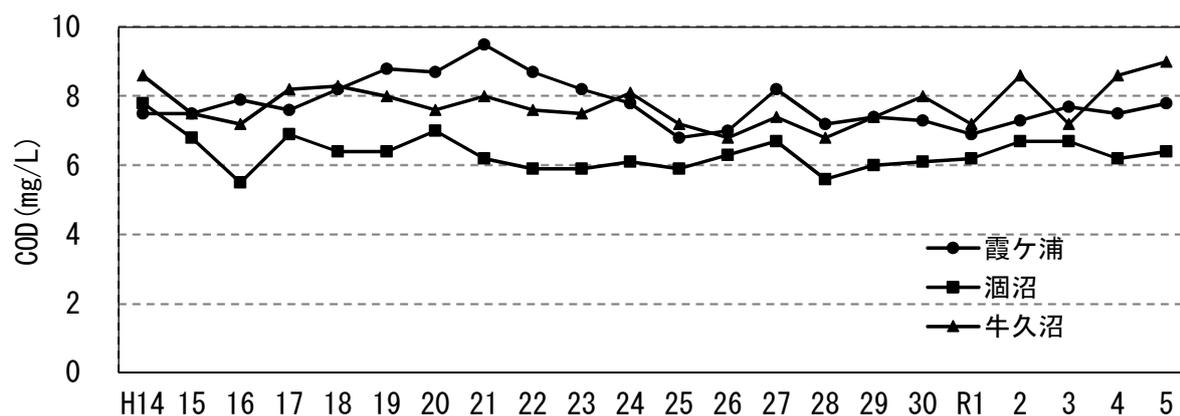


図3 霞ヶ浦、澗沼及び牛久沼におけるCOD年平均値の経年変化

霞ヶ浦については、西浦・北浦・常陸利根川の3水域の平均値

全窒素の年平均値は、霞ヶ浦 0.85 mg/L、澗沼 1.4 mg/L、牛久沼 0.94 mg/L であった。霞ヶ浦については、長期的には横ばいであり、近年は低下傾向で推移していたが、今年度はわずかに上昇した。澗沼については、平成 23 年までの濃度と比較すると、平成 24 年度以降の濃度は低い傾向が見られ、近年も緩やかに低下傾向である。牛久沼については、年度間での変動が大きいものの近年は低下傾向で推移している。

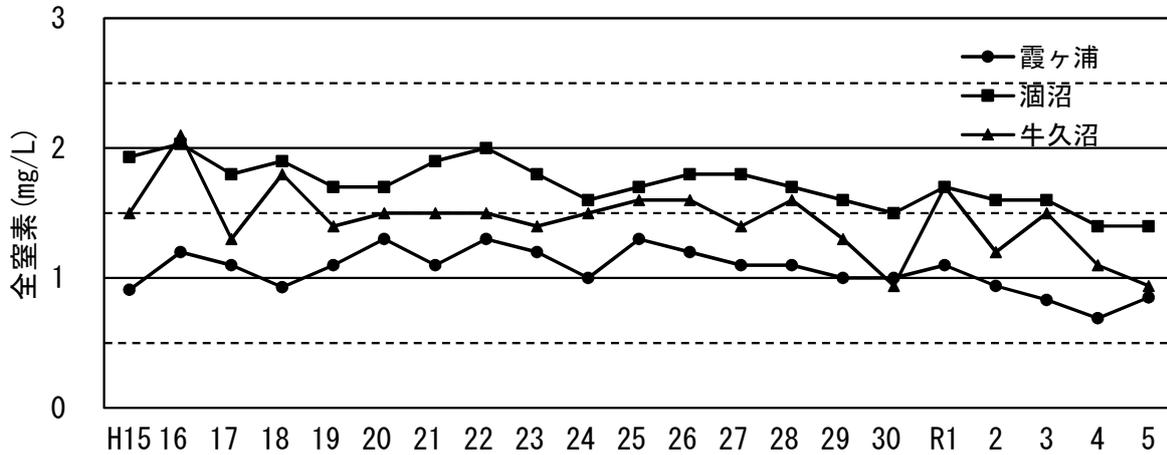


図4 霞ヶ浦、澗沼及び牛久沼における全窒素（年平均値）の推移

霞ヶ浦については、西浦・北浦・常陸利根川の3水域の平均値

全りんごの年平均値は、霞ヶ浦 0.090 mg/L、澗沼 0.096 mg/L、牛久沼 0.082 mg/L であり、年度間で増減が見られるものの、長期的には横ばいで推移している。

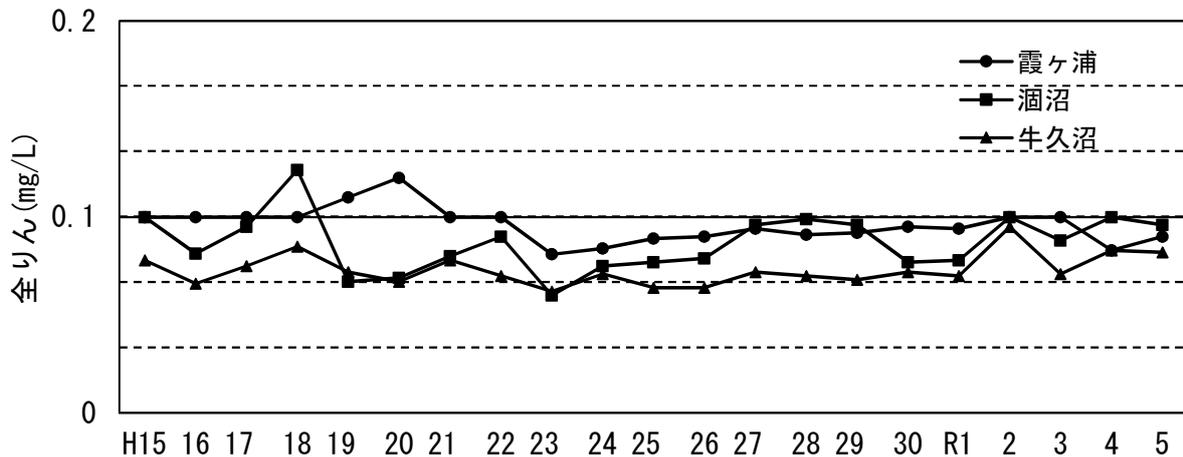


図5 霞ヶ浦、澗沼及び牛久沼における全りんご（年平均値）の推移

霞ヶ浦については、西浦・北浦・常陸利根川の3水域の平均値

③ 海域

COD年平均值は、全水域の平均※で 1.9mg/L であり、令和4年度から 0.2ポイント低い。

※令和2年度は2地点の平均値

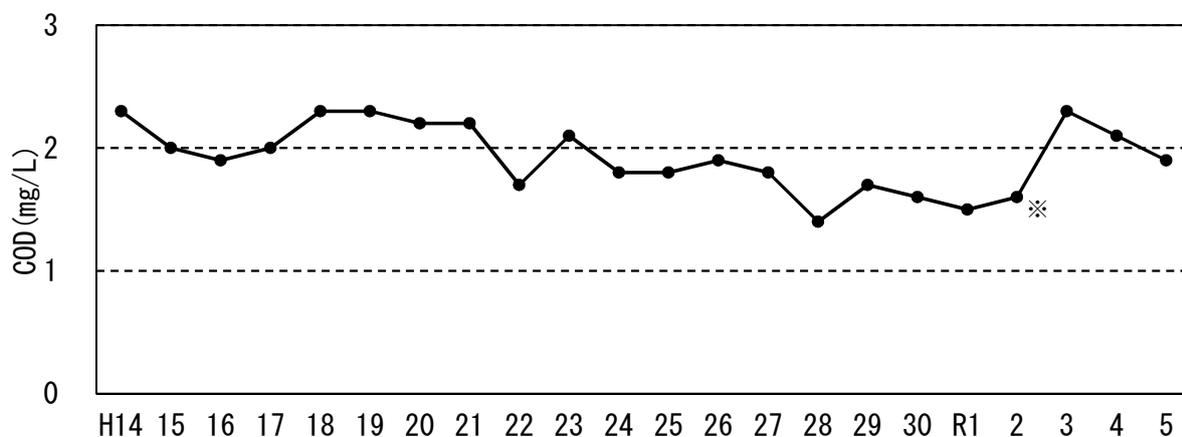


図6 海域におけるCOD年平均值の経年変化

3 公共用水域の水質保全対策

水質保全対策として、下水道等の整備及び接続促進や合併処理浄化槽の設置促進等の生活排水対策や、工場・事業場に対する排水基準遵守の指導強化等に取り組むなど、総合的な水質浄化対策を推進する。

なお、霞ヶ浦、涸沼及び牛久沼の各湖沼及びその流域については、各々水質保全計画等を策定し、対策を実施している。

用語解説

健康項目	<p>水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして、環境基本法により環境基準値が定められた物質 カドミウム、鉛等の重金属、ジクロロメタン、四塩化炭素等の有機塩素系化合物、チウラム等の農薬など27項目</p>
生活環境項目	<p>水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして、環境基本法により、環境基準値が定められている項目 pH、BOD、CODなど13項目</p>
特殊項目	<p>健康項目ほどではないが有害性が認められ、工場等から一般的に排水される項目 フェノール類、銅など5項目</p>
要監視項目	<p>人の健康に被害を生じる可能性があるが、現在のところ環境中には微量にしか存在しないため、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質 クロロホルム、全マンガンなど32項目</p>
その他の項目	<p>植物プランクトンの発生につながる富栄養化の原因となる物質など 窒素化合物（アンモニア性窒素、硝酸性窒素など）やりん化合物（オルトリン酸性りん）など11項目</p>

令和5年度公共用水域水質測定結果

全体図

